

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年12月25日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

開催場所

大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪
5階エルセラーンホール

議決権行使期限

2024年12月24日(火曜日)午後6時

ご来場株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 残余金処分の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	8
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

証券コード 3965
(発送日) 2024年12月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年12月3日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号
株式会社キャピタル・アセット・プランニング
代表取締役社長 北 山 雅 一

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cap-net.co.jp/ir/news/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスし、銘柄名（キャピタル・アセット・プランニング）又は証券コード（3965）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁及び4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年12月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のご入場は株主様のみとなります。代理人によるご出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面（委任状等）に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- ◎下記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様にご送付する書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、株主様にご送付する書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後6時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年12月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

1. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほか、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

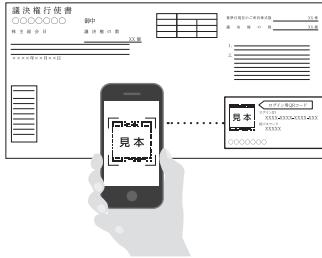
- (1) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに株主の皆様への安定的な配当の継続等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7.50円といたしたいと存じます。

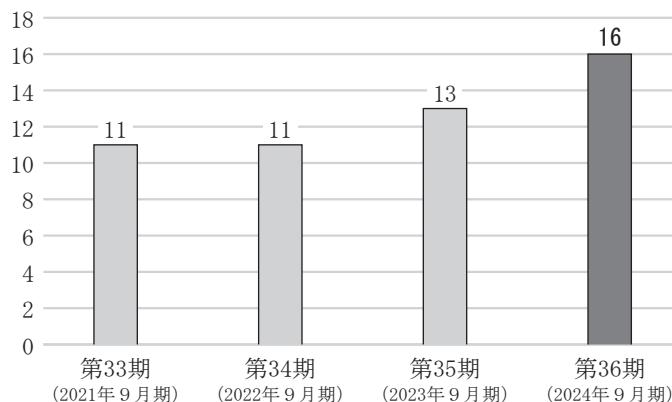
この場合の配当総額は、43,007,903円となります。

なお、中間配当金として1株につき金8.50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金16円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月26日といたしたいと存じます。

(ご参考) 1株当たり配当金の推移 (単位:円)



第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
くぼり よしゆき 久堀 好之 (1954年1月18日)	1990年2月 公認会計士登録 1990年5月 税理士登録 1993年4月 久堀公認会計士事務所開設 2003年6月 株式会社ライオン事務器社外監査役(現任)	1,600株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立役員</div>	(重要な兼職の状況) 久堀公認会計士事務所所長 株式会社ライオン事務器社外監査役	
	[補欠の社外監査役候補者とした理由] 久堀好之氏は、公認会計士及び税理士として専門知識と豊富な経験を有しており、公正な監査を期待できることから、補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の有する当社の株式数は、2024年9月30日現在のものです。
3. 久堀好之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 久堀好之氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。久堀好之氏

が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

6. 久堀好之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告

(2023年10月1日から)
(2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、2024年4～6月期より輸出や設備投資が増加に転じたことに加え、労働力確保に向けた賃上げの動きが活発化し個人消費の増加が見られたこと等明るい兆しが見えてきました。一方、米中国間の対立による輸出入制限やサプライチェーンの見直し等世界経済のブロック化をはじめ、ウクライナ、中東、台湾情勢等の地政学リスクや米国大統領選の行方が日本経済に影響を及ぼす可能性は高く、景気の先行きは不透明さを増している状況にあります。

当社グループの主要顧客が属する金融分野における主なトピックスとしては、政府による「資産所得倍増プラン」に基づき、本年より貯蓄から投資へシフトする施策が新NISA制度として本格的に実行されたことが挙げられます。この政策により2023年6月末時点で旧制度の一般NISAとつみたてNISAの口座数が合計1,941万口座、買付額が32兆7,518億円であったのに対し、2024年6月末時点では新NISA口座数が2,427万口座、買付額が45兆3,880億円と口座数は1.3倍、買付額は1.4倍と大きく拡大する結果となりました。「資産所得倍増プラン」では、現預金を投資に変えていくことで持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶような好循環を実現させることを目指しており、本年はその契機となった1年だったといえます。

一方、テクノロジーの分野では、ChatGPTの急速な実用化による「生成AI活用革命」により、業務プロセスの自動化、省力化さらには個々の顧客属性・ニーズ・業種、業務に合わせたパーソナリゼーションを追求するための先進のAIテクノロジーを導入する実例が激増しています。2024年以降、新NISA革命と生成AI活用革命の2つの革命により、金融資産運用立国実現に向けた中長期的国策が加速しており、当社グループにおいてもその潮流の中で積極的な取組みを強力に推進している状況であります。

当社グループは当連結会計年度を2024年9月期に終了する中期経営計画の最終年度として位置づけ、「資産所得倍増プラン」に沿いながら金融レガシーシステムのDX化と日本人のゴールベースプランニングのDX化により、個人金融資産の最適なアセットアロケーシ

ョンと世帯間移転、豊かな老後・円滑な相続を実現するための施策を継続的に実行しました。当連結会計年度における主なトピックスは次のとおりです。

- ① 当連結会計年度の売上高は8,178,887千円（前年度比1.6%増）と会社設立以来過去最大の売上高を計上しました。また、営業利益は297,347千円（前年度比8.4%減）、経常利益は308,986千円（前年度比6.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は156,755千円（前年度比29.3%減）となりました。
- ② 新NISA制度の導入に対する対応として、つみたて投資枠と成長投資枠の最適利用配分を決定し、さらに投資信託やETFの最適組合せをアバターが提案する生成AIアプリ、W2C(Wise Wealth to Customer)を開発しました。生成AIに係る多くの知見と実績、開発能力を有するFirework社と共同開発し、個人の資産形成と資産管理、さらには、金融資産を多く保有する高齢層から18歳以上の若い世帯への暦年贈与等による資産移転対策等、個人のパーソナライゼーションを追求した利便性の高い提案・支援システムであります。
- ③ また、生成AIを活用し汎用性の高いシステムとして、文書チェック・評価用新サービス「LibelliS」を新たに開発しました。保険会社が作成する募集関連文書については、法規制、各種ガイドライン等に照らし合わせて記載内容をチェックし正当性を評価する必要がありますが、本サービスは生成AIにより旧来のソリューションでは実現困難だった個々の保険会社の募集関連文書の固有のチェックや評価も可能となる先進的な機能を備えています。
- ④ プライベートバンキング業務向けにも生成AIを活用し、非上場株式の評価、企業の組織再編の提案、多様な相続対策・納税準備対策からのベストソリューションの選択、納税準備のためのアセットアロケーション、個別銘柄選択業務、さらにはそれらの詳細を説明する投資政策書の作成等、アセットマネジメントとタックスマネジメントの二つの領域を統合する生成AI活用システムも開発しました。
- ⑤ 生命保険会社向けには、変額個人年金保険、変額保険等の資産形成型の新商品を加えた生保設計書・申込書作成システムの開発プロジェクトやゴールベースプランニングシステムの再構築プロジェクト等の受託開発を継続的に行いました。一方、メガバンク向けには、新NISA制度を活用しながら個人投資家のポートフォリオを分析し、個別投資信託の組替えによる複数の投資目的の達成可能性を予想するゴールベースプランニングプラットフォームを提供しました。また、大手証券会社向けには、ロボア

ドバイザーによるファンドラップの組替えシミュレーションを提供し、国際分散投資と資産管理・運用の自動化を支援しました。

- ⑥ 2024年8月に、台湾及び東アジアのプライベートバンキングシステム分野でトップシェアを有する商智資訊股份有限公司（SoftBI社）と業務提携し、銀行、証券会社、金融商品仲介業者やファミリーオフィス事業向け資産管理プラットフォームを共同開発することで合意しました。本提携により、今後成長が期待される個人向け総合資産管理システム・資産家向け投資運用業のためのSaaSシステムの開発、使用許諾等、新しい事業領域のシステム開発に参入していく計画です。
- ⑦ 特に今後ファミリーオフィスコンサルティング事業を展開するために、100%子会社である株式会社Wealth Engineを設立しました。団塊の世代の大相続時代が到来する中、相続発生前後の個人保有資産の組替えと資産運用、次世代への資金移転が、円滑な財産分割、相続税の納税準備における重要なテーマとなることが予想されます。今後、キャピタル・アセット・プランニングが開発した資産管理・運用プラットフォームと生成A Iを子会社Wealth Engineが有効に活用し、IFAや会計事務所、法律事務所とデジタルテクノロジーにより連携し、日本固有のマルチクライアントファミリーオフィス事業を推進してまいります。

なお、当社グループはシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、金融サービスに必要となるシステムを金融機関等及びその顧客に提供することにより、売上高の拡大及び収益性の向上を図り、持続的かつ安定的な成長及びより強固な経営基盤の確立を目指しております。この目的を実現させるため、当社グループは以下の事項を重要な課題と認識し、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 中期経営計画の推進・実行

当社グループは、2025年9月期～2027年9月期の3カ年にわたる新中期経営計画を策定しました。この策定に際しては、理念体系を再整理しパーパスとして「F TとI Tの統合により、ファイナンシャルウェルネスを創造する」と制定しました。個人資産の最適なアセットアロケーションと次世代への不安無き移転を実現しファイナンシャルウェルネスの創造を目指してまいります。また、ビジョンは「金融サービスとアセットマネジメントのイノベーターになる」とし、ファイナンシャルウェルネスを実現するためのプラットフォームの構築やマルチクライアントファミリーオフィスビジネスを通じて、個人の総資産管理を行うパーソナルアセットマネジメントのイノベーターになることを目標にしました。このパーパスとビジョンの下、10年先のあるべき姿から現状を見つめ直して中期経営計画を策定しました。以下に記載の中期経営計画の実現に向けた施策を着実に推進・実行していくことが今後最も重要な課題と認識しております。

② 顧客基盤の深耕と強化

当社グループは、生命保険会社・銀行・証券会社をはじめとする金融機関が取り扱う金融商品の増加及び消費者ニーズの多様化に対応するため、金融サービスに関する業務プロセスを先進テクノロジーを活用してD X化し、顧客の業務改革に貢献していくことを市場機会として捉えています。現在、政府は「資産所得倍増プラン」を掲げ、「貯蓄から投資へ」を実現するべく金融機関へ個人のニーズやライフプランにあった顧客本位の業務運営を実施することを推進しています。このような状況下、既存の顧客に対しては、長年にわたる信頼関係をベースに潜在的ニーズをいち早く把握し、生成A Iやクラウドといったテクノロジーを活用した新たなサービスを幅広く提供し、顧客との関係性をより一層強化してまいります。また、子会社の株式会社インフォームを通じて、生命保険システム開発の上流、要件定義工程を含む全工程に係わる業務を受託し、金融機関の長期的戦略パートナーとしての地位を獲得していく方針です。

③ 事業ポートフォリオ改革

当社グループは、生命保険会社向けの売上比率が高く、我が国人口構成上の課題や生保業界の動向、顧客のシステム開発方針の影響を受けやすい状況にあるため、特定の販売先への売上集中を緩和して事業ポートフォリオを適正化し、収益基盤の安定性を確保することが課題であると認識しております。この課題に対処するため、既存顧客との関係を維持・強化するとともに、銀行・証券会社等非保険会社向け売上を拡大し、既存販売先のシステム投資予算に占める当社グループの受注比率即ちウォレットシェアを高めてまいります。2024年1月から始まりました新NISA制度は、メガバンクや証券会社においては新たな顧客獲得の機会になっています。このような機会を捉え、生成AIを活用したアドバイザー向けシステムをはじめ、ライフプランニング・公的年金に係る計算エンジンや金融工学系・生保年金数理系計算エンジン等当社グループが有する豊富なナレッジデータベースを活用して金融機関のニーズに沿った提案を行い、新規取引先の拡大に努めてまいります。

④ ファミリーオフィスビジネスの展開

団塊の世代の相続問題に対する関心が高まっており、相続発生前後の個人保有資産の組替えが個人資産管理の重要なテーマとなりつつあります。また、欧米においては、企業経営者や資産家に対してファミリーオフィスと呼ばれる機関が二世帯、三世帯にわたる事業の成長と承継、さらには事業から生まれた財産の運用を実行しています。日本においても、企業経営者や資産家等を対象に資産管理や運用、事業承継に関するコンサルティングの必要性が今後ますます高まってくると予想されており、このような環境を踏まえ当社グループは新たにファミリーオフィスコンサルティング事業を展開するために、100%子会社 株式会社Wealth Engineを設立しました。今後は、当社開発のIFA・会計事務所向け資産管理プラットフォームを活用し、マルチクライアントファミリーオフィス事業を展開していく計画です。

⑤ ストックビジネスの拡大

当社グループの売上高は、受託開発収入、使用許諾収入、保守運用収入及びコンサルティング収入で構成されていますが、現在受託開発収入に偏重している状況にあります。この課題に対応していくために、プラットフォームを活用したストックビジネスにより利益率の高い使用許諾収入の拡大を図り、利益率の向上を目指してまいります。当社グループは、2024年に台湾でプライベートバンキングシステムを提供するトッププレイヤーであるSoftBI社と業務提携を締結し、IFA向けの資産管理プラットフォームを共同で開発することに合意しました。このプラットフォームの開発によりポートフォリオ分析やゴールベースプランニングに基づく資産管理が効率化され、これを活用した金融資産、不動産、生命保険、個人年金保険などの個人資産の組替・運用によるアセットマネジメントとタックスマネジメントの統合コンサルティングの提供が可能となります。同プラットフォームをIFAや会計事務所向けに提供することを通じて、システム使用料課金による安定的な売上計上の確保を目指してまいります。

⑥ 海外市場の開拓

少子高齢化に伴う日本の生命保険市場の成長鈍化を想定し、国民の平均年齢が若く経済発展とともに生命保険に対するニーズの増加が期待される東南アジア市場でシステム開発受託を通じた参入を検討します。東南アジアの生命保険市場においては、人口、平均年齢、GDP、カントリーリスク等を勘案すると、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムの4カ国が進出候補先として有力と考えられます。業界関係者へのヒアリング、現地調査や、業務提携先のSoftBI社の顧客基盤を活用した調査・分析を行い、総合的に検討の上、対象国を決定する予定です。その後、当社のシステムやノウハウを導入・展開し早期の立ち上げを目指します。まず、生命保険市場に焦点を絞って市場開拓に注力する計画ですが、生保システム市場のみならず銀行や証券領域での市場性も調査してまいります。

⑦ 生成A I等先進テクノロジーの活用研究

オープンA Iが開発したChatGPTの登場が社会に与えたインパクトは大きく、この先進のA Iテクノロジーを有効に活用したシステムをいかに早く開発し、テクノロジーの進歩に遅れを取らないよう研究開発に注力していくことが重要課題と認識しております。また、2040年には就労人口が1,100万人不足すると予想され、A Iの活用は当社にとり必須の課題と認識します。当社グループでは、生成A I活用研究プロジェクトを組成し、生成A Iを中心とした最先端テクノロジーの研究、ならびに金融、アセットマネジメント、税務等の専門知識と最新のテクノロジーを融合した新サービスの創出を目的として活動しております。生成A Iを活用した新サービスの開発実績としては、新N I S A制度に対応して投資信託やE T Fの最適組合せをアバターが提案する生成A Iアプリ、W 2 C (Wise Wealth to Customer)を開発しました。さらに、業实际的業務と言われるプライベートバンキング業務向けには、相続対策・納税準備対策のベストソリューションをはじめ、納税準備のためのアセットアロケーションや投資政策書の作成等アセットマネジメントとタックスマネジメントを統合する生成A I活用システムも開発しました。また、汎用性の高いシステムとして、生成A Iを活用して保険会社の募集関連文書のチェックや評価を行うサービス「LibelliS」を新たに開発し、既に多くの顧客から広範囲な業務における引き合いを受けております。今後も引き続き先進テクノロジーに関する研究開発を強化し市場をリードする革新性のあるシステムを開発・提供してまいるとともに、就労人口不足に対する切り札と認識しております。

⑧ 優秀な人材の確保と人的資本投資

当社グループが属する情報サービス産業では、開発人材への需要の高まりを受け人材の獲得競争が激化しており、優秀な人材の確保が一段と難しくなっております。また、当社グループ社員はシステムだけではなく、保険数理、金融知識、ポートフォリオ理論、社会保障、相続・財産承継、税務等に加え、今後は生成A Iやメタバース等の最

新技術を習熟していくことが求められます。こうした中、「金融サービスとアセットマネジメントのイノベーターになる」というビジョンを実現していくために、新規採用及び中途採用を拡充して戦略的人材を補強するほか、リスクリング・学び直しの施策として、CAPユニバーシティという社内教育体系を確立し、総合的人材教育、特にITとファイナンスに係るフィンテック事業領域の最新の教育を継続的に強化してまいります。また、社員の給与水準の向上をはじめ働きやすい職場環境にするために、在宅勤務制度の継続やオフィス環境の整備といった人的資本に係る様々な投資に力を入れてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第33期	第34期	第35期	第36期 (当連結会計年度)
	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売 上 高 (千円)	6,631,364	6,747,089	8,046,862	8,178,887
営業利益又は営業損失(△) (千円)	120,496	△260,240	324,673	297,347
経常利益又は経常損失(△) (千円)	117,898	△245,813	331,093	308,986
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	69,568	△248,375	221,621	156,755
純 資 産 (千円)	3,237,197	2,938,392	3,149,290	3,296,182
総 資 産 (千円)	5,866,351	5,095,767	5,545,948	5,660,565
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	12円19銭	△43円45銭	38円72銭	27円35銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第34期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第34期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第33期	第34期	第35期	第36期 (当事業年度)
		2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売 上 高 (千円)		5,910,034	5,977,314	7,248,826	7,420,589
営業利益又は営業損失(△) (千円)		72,846	△336,525	255,990	241,412
経常利益又は経常損失(△) (千円)		70,199	△331,871	262,381	313,918
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		46,195	△297,375	179,646	181,064
純 資 産 (千円)		3,164,763	2,816,958	2,985,881	3,157,082
総 資 産 (千円)		5,606,313	4,890,396	5,271,371	5,424,528
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		8円09銭	△52円02銭	31円39銭	31円59銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 第34期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第34期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社インフォーム	16,500 千円	100 %	コンピュータシステムの構築及び保守等の支援、コンサルティングサービス
株式会社Wealth Engine	15,000	100	資産家向け資産管理・資産形成コンサルティング、事業承継・財産承継コンサルティング

(注) 当社は、2024年6月12日に株式会社Wealth Engineを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

① システムインテグレーション業務

生命保険会社、銀行、証券会社に対し、オープンシステム（様々なメーカーのソフトウェア・ハードウェアを組み合わせて構築されたシステム）を前提とし、ハードウェア、ソフトウェアのインフラにとらわれないアプリケーションシステムのコンセプトメイクから実装までをオンプレミスの環境、クラウドの双方の環境で提供しております。

- 1) フロントエンドシステム 保険設計書・申込書発行システム、生保設計・申込から契約成立までのプロセスを効率化する生保販売プロセスのRPAシステム、顧客管理（CRM）システムの構築（Web版、PC版、スマートフォン版）、ライフプランニング、公的年金試算、リタイアメントシミュレーションシステム、相続・財産承継システムの構築（Web版、PC版、スマートフォン版）、生成AIを活用したアプリケーションの開発推進
- 2) バックオフィスシステム 生命保険契約管理システムのCOBOL等旧開発言語から、Java、.net、Python等のオープン言語化・クラウド化によるプラットフォームの開発、データウェアハウスシステムの構築の推進

② 多種多様なファイナンスに係わる計算ロジックをAPIで提供

不動産評価や自社株評価、相続税、所得税などの税務、収入、支出などのライフプラン等の計算ロジックをSaaSでAPIを介して提供しております。当社グループが提供する豊富な計算ライブラリを金融機関が選択することでパーソナライズされた金融商品・保険商品の提案を実行することができます。当社グループは金融機関へ使用料を定額又は従量制で課金し、組込型金融ビジネスを支援する役割を果たしています。

③ 統合資産管理システム(Wealth Management Workstation・Design Your Goal)の提供

資産家、企業経営者が保有する預貯金、有価証券、不動産、自社株等の全資産を時価評価し、相続税未払金を試算し、顧客の金融資産、生命保険、税務に係わる課題を見える化するシステムであるWMWをクラウドコンピューティングの環境において提供し、使用ライセンス数及び管理口座数等に基づく使用料課金を行っております。

また、金融商品仲介業者（IFA）向けゴールベースプランニングシステム（Design Your Goal）の提供を行うとともに、そのシステムプラットフォームに蓄積された顧客データをIFAに代わり分析し、顧客向けレコメンドサービスを使用料課金により提供しております。最終的には、米国のRIA（Registered Investment Advisor、投資一任アドバイザー）が使用するプラットフォームを構築し、IFAに提供する計画であります。

- ④ 統合資産管理システムWMWを活用した資産家向けエステートプランニングの提供
資産家の依頼に基づき、WMWを活用しながら、社内の公認会計士・税理士資格を持つアドバイザーが当該ファミリーの全資産の現状分析を行い、事業承継、財産承継対策案を立案し、実行しております。
- ⑤ 資産所得倍増プランに基づくインテリジェントインベスターとインテリジェントアドバイザーの養成
ポートフォリオ理論、生命保険理論、不動産ビジネス、税法等から構成されるプライベートバンキング教育及びファイナンシャルプランニング教育を公益財団法人日本証券アナリスト協会に行っております。特に現在米国で浸透しつつある個人が保有する複数の将来のゴールの達成を支援し、誘導するゴールベースプランニングのわが国における啓蒙活動を実行しております。
- ⑥ 金融商品仲介業者、生保代理店、会計事務所等とのネットワーク
当社グループのユーザーである金融商品仲介業者、生保代理店、会計事務所とのネットワークは、当社のシステムやサービスの利用拡大において重要な役割を担っています。今後は生保、銀行、証券以外の新たな販売チャネルとして、イベント、セミナーの開催、ビジネスマッチング等を通じたマーケティングやアライアンス活動を強化し、資本提携、業務提携を伴いながら使用料課金ビジネスや新市場の開拓を推進してまいります。

(8) 主要な事業所（2024年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 大 阪 市 北 区
東 京 事 務 所	東 京 都 港 区
福 岡 開 発 セ ン タ ー	福 岡 県 福 岡 市 博 多 区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社インフォーム	東 京 都 港 区
株式会社Wealth Engine	東 京 都 港 区

(9) 従業員の状況（2024年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
360名	16名増

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループ外への出向者及び臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335名	11名増	38.4歳	6.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員）は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	513,904
株式会社三井住友銀行	291,697
株式会社関西みらい銀行	216,704
株式会社徳島大正銀行	116,690

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・当社は、台湾の総合金融資産管理システムでトップシェアを有する商智資訊股份有限公司 (SoftBI社) と業務提携し、銀行、証券会社、会計事務所、金融商品仲介業者ならびにファミリーオフィス事業向け資産管理プラットフォームの開発を共同で推進することに合意しました。

2. 会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,735,937株（うち自己株式 1,550株）
 (3) 株主数 10,961名（前期末比 1,867名増）
 (4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合同会社フィンテックマネジメント	880,600	15.36
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	681,600	11.89
北 山 雅 一	510,483	8.90
ソ ニ ー 生 命 保 険 株 式 会 社	172,000	3.00
キャノンマーケティングジャパン株式会社	170,000	2.96
里 見 努	99,117	1.73
馬 野 功 二	93,200	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	89,000	1.55
洪 竣	86,100	1.50
北 山 智 子	80,000	1.40

(注) 持株比率は自己株式(1,550株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2021年12月24日開催の第33回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象取締役に對し一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）の割当てを行っております。

当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までを原則としております。また、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額6千万円以内、各事業年度において対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数は57,000株を上限としております。

なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりであります。

役員区分	交付株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,930株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべきその他株式に関する重要な事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2018年5月14日	2019年5月14日	2020年2月7日	2021年7月26日	2022年5月26日
新株予約権の総数	293個	24個	68個	46個	77個
目的となる株式の種類及び数	普通株式58,600株	普通株式 2,400株	普通株式 6,800株	普通株式 4,600株	普通株式 7,700株
発行価額	無償	無償	無償	無償	無償
権利行使価額	1株につき2,710円	1株につき1,630円	1株につき1,488円	1株につき1,078円	1株につき754円
権利行使期間	2020年5月15日 ～ 2028年5月14日	2021年5月15日 ～ 2029年5月14日	2022年2月8日 ～ 2030年2月7日	2023年7月27日 ～ 2031年7月26日	2024年5月27日 ～ 2032年5月26日
新株予約権行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。				

- (注) 1. 退職に伴う権利放棄により、第2回新株予約権における新株予約権の総数が296個から293個に、第3回新株予約権における新株予約権の総数が25個から24個に、第4回新株予約権における新株予約権の総数が69個から68個に、第5回新株予約権における新株予約権の総数が53個から46個に、第6回新株予約権における新株予約権の総数が82個から77個に変更になっております。
2. 2019年3月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、第2回新株予約権の「目的となる株式の数」及び「権利行使価額」は調整されております。

(2) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	目的となる株式 の 種 類 及 び 数	保 有 者 数
取締役	第2回新株予約権	90個	普通株式 18,000株	5名
取締役	第3回新株予約権	10個	普通株式 1,000株	1名
取締役	第4回新株予約権	10個	普通株式 1,000株	1名

- (注) 1. 取締役には、社外取締役を含んでおりません。
2. 取締役1名が辞任したことにより、第2回新株予約権20個が失効しております。
3. 取締役1名が保有する第2回新株予約権10個は、使用人として在籍中に付与されたものです。
4. 第2回新株予約権90個には、退任取締役1名が保有する20個を含んでおります。
5. 2019年3月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、第2回新株予約権の「目的となる株式の数」は調整されております。

(3) 当事業年度中に従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 山 雅 一	コーポレートガバナンス統括経営部担当兼コーポレートアフ ェアーズ部担当兼品質管理部担当兼コンサルティング部担当 株式会社Wealth Engine取締役
専 務 取 締 役	里 見 努	システムソリューション事業本部担当 システムソリューション事業本部本部長
取 締 役	青 木 浩 一	経営管理部担当兼財務経理部担当兼業務企画部担当兼人事部 担当兼総務部担当
取 締 役	安 藤 恵 郎	システムソリューション事業本部担当兼システム管理部担当 システムソリューション事業本部副本部長兼システムソリュ ーション第2事業部事業部長兼SS企画事業部事業部長
取 締 役	名 越 秀 夫	インテックス法律特許事務所代表
取 締 役	坂 本 忠 弘	地域共創ネットワーク株式会社代表取締役 京都信用金庫非常勤理事 ヒューマンキャピタルバンク株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	木 元 教 雄	
監 査 役	鶴 川 正 樹	鶴川正樹公認会計士事務所所長 監査法人ナカチ社員 株式会社アドウェイズ社外監査役
監 査 役	植 田 益 司	植田益司税理士事務所所長 マイスター公認会計士共同事務所共同代表 ダイワボウホールディングス株式会社社外監査役 SCS国際有限責任監査法人顧問

- (注) 1. 2023年12月22日開催の第35回定時株主総会において、木元教雄氏及び植田益司の両氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役神田裕介氏は、2023年12月22日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役森本千晶氏は、2023年12月22日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 監査役川上章夫氏は、2023年12月22日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役の名越秀夫及び坂本忠弘の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役の木元教雄及び植田益司の両氏は、社外監査役であります。
7. 監査役の鶴川正樹及び植田益司の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 監査役木元教雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、取締役名越秀夫、取締役坂本忠弘、監査役木元教雄、監査役植田益司の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 取締役名越秀夫氏が兼職している他の法人と当社との間には、特別な利害関係はありません。
11. 取締役坂本忠弘氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
12. 監査役植田益司氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
13. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
北山雅一	コーポレートガバナンス統括経営部担当兼コーポレートアフェアーズ部担当兼品質管理部担当兼コンサルティング部担当	コーポレートガバナンス統括経営部担当兼コーポレートアフェアーズ部担当兼品質管理部担当	2023年12月22日
青木浩一	経営管理部担当兼財務経理部担当兼業務企画部担当兼人事部担当兼総務部担当	総務経営管理部担当兼人事部担当兼財務経理部担当兼財務経理部部長	2024年4月1日

14. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
北山雅一	コーポレートガバナンス統括経営部担当兼経営管理部担当兼コンサルティング部担当	コーポレートガバナンス統括経営部担当兼コーポレートアフェアーズ部担当兼品質管理部担当兼コンサルティング部担当	2024年10月1日
里見努	システムソリューション事業本部担当 システムソリューション事業本部本部長 管理本部担当	システムソリューション事業本部担当 システムソリューション事業本部本部長	2024年10月1日
青木浩一	管理本部担当 管理本部本部長	経営管理部担当兼財務経理部担当兼業務企画部担当兼人事部担当兼総務部担当	2024年10月1日
安藤恵郎	システムソリューション事業本部担当 システムソリューション事業本部副本部長兼システムソリューション第2事業部事業部長兼SS企画事業部事業部長	システムソリューション事業本部担当兼システム管理部担当 システムソリューション事業本部副本部長兼システムソリューション第2事業部事業部長兼SS企画事業部事業部長	2024年10月1日

【ご参考】当社取締役及び監査役スキルマトリクス

当社取締役及び監査役の有する専門性及び経験は次のとおりであります。

氏名	地位	社外	企業経営	I T 領域	金融領域	イノベーション 思考	C S R S D G s
北山雅一	代表取締役社長		●		●	●	
里見努	専務取締役		●	●		●	
青木浩一	取締役						
安藤恵郎	取締役			●		●	
名越秀夫	取締役	●		●			●
坂本忠弘	取締役	●	●		●		●
木元教雄	常勤監査役	●			●		
鵜川正樹	監査役						
植田益司	監査役	●					

氏名	地位	社外	コンプライアンス セキュリティ	コーポレートガバナンス リスクマネジメント	財務会計	人材 マネジメント	国際性 海外ビジネス
北山雅一	代表取締役社長			●	●	●	●
里見努	専務取締役						
青木浩一	取締役		●		●		●
安藤恵郎	取締役						
名越秀夫	取締役	●	●	●			
坂本忠弘	取締役	●				●	
木元教雄	常勤監査役	●		●		●	
鵜川正樹	監査役			●	●	●	
植田益司	監査役	●		●	●		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定めに基づき、取締役 名越秀夫、取締役 坂本忠弘、監査役 木元教雄、監査役 鵜川正樹、監査役 植田益司の各氏と責任限定契約を結んでおります。

なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役並びに監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、私的な利益又は便宜の供与を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、2021年11月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を次のとおり決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、事前に指名・報酬諮問委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。当社取締役会は、その答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、当社が取締役に求める行動指針に従って、職責を全うする優秀な人材を確保できる水準とすることを基本方針とする。

【個人別報酬等の額の決定方針】

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、基本方針に従って、各取締役の職務内容・職責に応じ、会社の業績や他社水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

【非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針】

取締役（社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、譲渡制限付株式割当に必要な金銭報酬債権額を支給する。個別の取締役に支給する譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の金額は、各取締役の職務内容・職責に応じ、総合的に勘案して決定するものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

各取締役の個人別の報酬等の決定については、透明性、客観性および合理性を確保するため、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、その答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年12月24日開催の第33回定時株主総会決議において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権として年額60,000千円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を57,000株（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役	183,516	178,266	5,250	—	7
監査役	25,080	25,080	—	—	5
合計	208,596	203,346	5,250	—	12

(注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額であります。なお、当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 役員退職慰労金制度は、2021年12月24日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(5) 社外役員の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	名越秀夫	取締役会 17回中17回	当事業年度開催の取締役会、指名・報酬諮問委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等につき必要な発言や経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
取締役	坂本忠弘	取締役会 17回中17回	当事業年度開催の取締役会、指名・報酬諮問委員会に出席し、金融行政や金融業界及び企業経営に関わる知識・経験に基づく見識を活かし、経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
常勤監査役	木元教雄	取締役会 13回中13回 監査役会 10回中10回	2023年12月22日就任以降、当社の常勤監査役として、常時、監査業務に従事しております。当事業年度開催の取締役会、指名・報酬諮問委員会に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、経営に有益な意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会を主催して非常勤の監査役と連携をとり、監査における重要事項の協議等を行っております。
監査役	植田益司	取締役会 13回中13回 監査役会 10回中10回	2023年12月22日就任以降、当事業年度開催の取締役会では、公認会計士としての見識に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会では、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
社外役員	33,300	33,300	—	—	6

(注) 上表には、2023年12月22日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員2名を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 26,500千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度（責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,816,001 | 流動負債          | 1,713,826 |
| 現金及び預金    | 1,410,151 | 買掛金           | 315,194   |
| 売掛金及び契約資産 | 2,223,352 | 短期借入金         | 500,000   |
| 仕掛品       | 85,766    | 1年内返済予定の長期借入金 | 497,173   |
| その他       | 97,373    | 未払法人税等        | 40,480    |
| 貸倒引当金     | △642      | 受注損失引当金       | 1,742     |
| 固定資産      | 1,844,563 | 賞与引当金         | 25,837    |
| 有形固定資産    | 323,409   | その他           | 333,397   |
| 建物及び構築物   | 272,538   | 固定負債          | 650,555   |
| 工具、器具及び備品 | 50,871    | 長期借入金         | 441,878   |
| 無形固定資産    | 422,905   | 資産除去債務        | 178,650   |
| ソフトウェア    | 413,295   | その他           | 30,027    |
| ソフトウェア仮勘定 | 8,680     |               |           |
| その他       | 930       |               |           |
| 投資その他の資産  | 1,098,248 | 負債合計          | 2,364,382 |
| 投資有価証券    | 653,219   | (純資産の部)       |           |
| 差入保証金     | 260,320   | 株主資本          | 3,037,757 |
| 繰延税金資産    | 29,460    | 資本金           | 944,422   |
| その他       | 155,248   | 資本剰余金         | 825,488   |
|           |           | 利益剰余金         | 1,268,537 |
|           |           | 自己株式          | △691      |
|           |           | その他の包括利益累計額   | 180,922   |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 180,922   |
|           |           | 新株予約権         | 77,502    |
|           |           | 純資産合計         | 3,296,182 |
| 資産合計      | 5,660,565 | 負債・純資産合計      | 5,660,565 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 8,178,887 |
| 売上原価            |        | 6,451,029 |
| 売上総利益           |        | 1,727,858 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,430,511 |
| 営業利益            |        | 297,347   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息及び配当金       | 18,133 |           |
| 受取賃貸料           | 1,956  |           |
| 投資有価証券売却益       | 8,355  |           |
| その他             | 3,571  | 32,017    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 19,121 |           |
| その他             | 1,256  | 20,378    |
| 経常利益            |        | 308,986   |
| 特別利益            |        |           |
| 新株予約権戻入益        | 1,125  | 1,125     |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産除却損         | 29,362 |           |
| 減損損失            | 41,772 | 71,134    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 238,978   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 65,029 |           |
| 法人税等調整額         | 17,193 | 82,222    |
| 当期純利益           |        | 156,755   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 156,755   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,365,590 | 流動負債          | 1,616,890 |
| 現金及び預金    | 1,040,403 | 買掛金           | 272,563   |
| 売掛金及び契約資産 | 2,140,456 | 短期借入金         | 500,000   |
| 仕掛品       | 85,766    | 1年内返済予定の長期借入金 | 497,173   |
| その他       | 99,606    | 未払金           | 120,704   |
| 貸倒引当金     | △642      | 未払法人税等        | 37,938    |
| 固定資産      | 2,058,938 | 契約負債          | 112,422   |
| 有形固定資産    | 323,219   | 受注損失引当金       | 1,742     |
| 建物        | 272,538   | その他           | 74,346    |
| 工具、器具及び備品 | 50,680    | 固定負債          | 650,555   |
| 無形固定資産    | 422,905   | 長期借入金         | 441,878   |
| ソフトウェア    | 413,295   | 資産除去債務        | 178,650   |
| ソフトウェア仮勘定 | 8,680     | その他           | 30,027    |
| その他       | 930       |               |           |
| 投資その他の資産  | 1,312,813 | 負債合計          | 2,267,446 |
| 関係会社株式    | 228,247   | (純資産の部)       |           |
| 投資有価証券    | 653,219   | 株主資本          | 2,898,656 |
| 繰延税金資産    | 18,971    | 資本金           | 944,422   |
| 差入保証金     | 260,320   | 資本剰余金         | 825,488   |
| 保険積立金     | 136,875   | 資本準備金         | 825,488   |
| その他       | 15,179    | 利益剰余金         | 1,129,437 |
|           |           | 利益準備金         | 4,003     |
|           |           | その他利益剰余金      | 1,125,434 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 1,125,434 |
|           |           | 自己株式          | △691      |
|           |           | 評価・換算差額等      | 180,922   |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 180,922   |
|           |           | 新株予約権         | 77,502    |
| 資産合計      | 5,424,528 | 純資産合計         | 3,157,082 |
|           |           | 負債・純資産合計      | 5,424,528 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 7,420,589 |
| 売上原価         |        | 5,837,450 |
| 売上総利益        |        | 1,583,139 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,341,726 |
| 営業利益         |        | 241,412   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息及び配当金    | 78,359 |           |
| 投資有価証券売却益    | 8,355  |           |
| その他          | 6,169  | 92,884    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 19,121 |           |
| その他          | 1,256  | 20,378    |
| 経常利益         |        | 313,918   |
| 特別利益         |        |           |
| 新株予約権戻入益     | 1,125  | 1,125     |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産除却損      | 29,362 |           |
| 減損損失         | 41,772 | 71,134    |
| 税引前当期純利益     |        | 243,910   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 46,795 |           |
| 法人税等調整額      | 16,050 | 62,845    |
| 当期純利益        |        | 181,064   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 許 仁九  |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 坂戸 純子 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 許 仁 九   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 坂 戸 純 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2023年10月1日から2024年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月21日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 木元教雄 ㊟

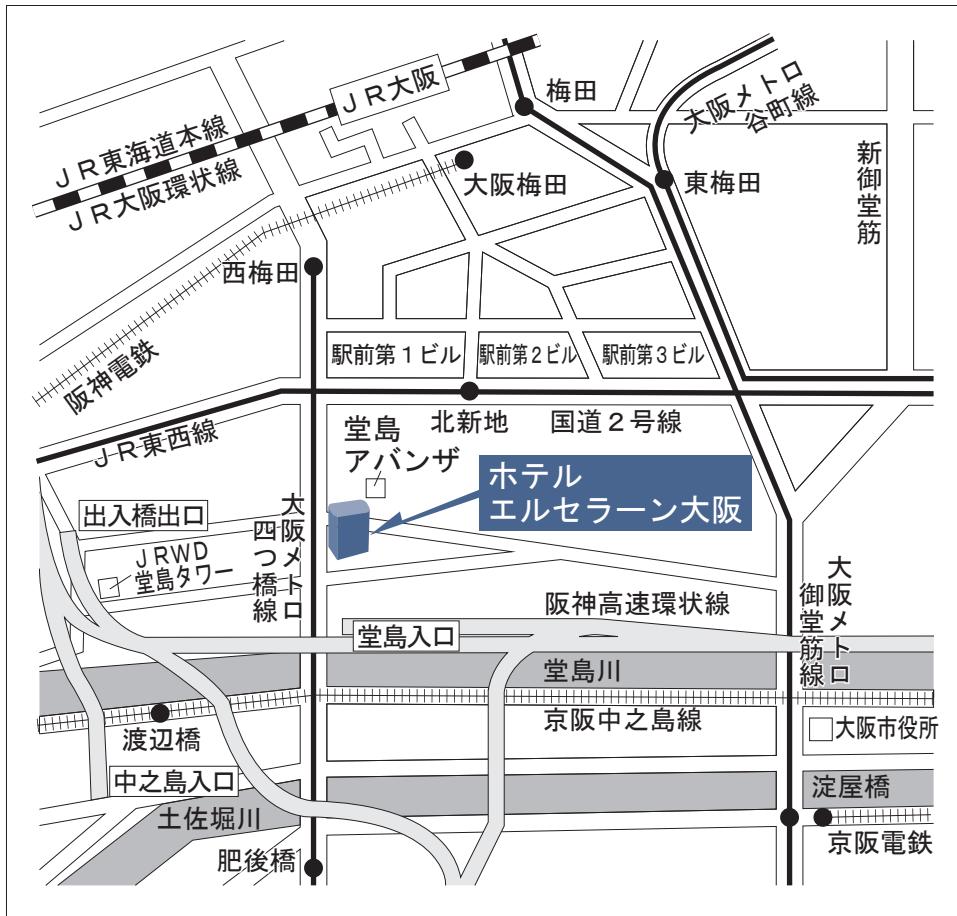
監査役 鵜川正樹 ㊟

社外監査役 植田益司 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール



- JR東西線「北新地駅」(西改札口) から徒歩5分
- JR「大阪駅」(桜橋口) から徒歩10分
- 大阪メトロ四つ橋線「西梅田駅」(出口8) から徒歩5分
- 大阪メトロ谷町線「東梅田駅」(出口3) から徒歩8分
- 京阪中之島線「渡辺橋駅」(7番出口) から徒歩5分

※ご来場者様用の駐車場及び駐輪場はご用意しておりません。  
ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。